

14 規則別表第1の6の項のア及びイに掲げる事業（以下「最終処分場設置事業」という。）

影響要因の区分  環境要素の区分  (細区分)		工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用																		
		建設機械の稼働	建設機械及び作業	船の稼働	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬	に用いる車両の運行	造成等の施工	護岸等の施工	最終処分場の存在		の稼働		稼働		浸出液処理施設の稼働	搬入に用いる車両の運行	搬入に用いる車両の運行	の運搬に用いる船	の運搬に用いる船	の運搬に用いる船	の運搬に用いる船	の運搬に用いる船	の運搬に用いる船			
									陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立										陸上埋立	水面埋立	陸上埋立
環境の自然の構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○	○																				
			硫黄酸化物		○																					
			粉じん等	○	○	○	○	○																		
		騒音	騒音	○	○	○																				
		振動	振動	○		○																				
		悪臭	悪臭																							
	水環境	水質	水の濁り					○	○																○	
			水の汚れ								○															○
			有害物質等																							○
		地下水	地下水の水位						○		○															
			地下水の水質						○																	○
			地下水の流れ						○		○															
		底質	有害物質等																							○
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	○	○	○															
		地盤	地盤及び斜面の安定性					○		○																
生物の多様性の確保	動物	重要な種及び注目すべき生息地					○	○	○	○																
		植物	重要な種及び群落					○	○	○	○															
		生態系	地域を特徴づける生態系					○	○	○	○															
人と自然との豊かさ	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								○	○															
		人と自然の触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○		○	○	○	○														○	
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物					○	○						○	○											
		建設工事に伴う副産物					○	○																		
	温室効果ガス等	メタン																						○		
放射線物質の放出	放射線の量		○※	○※	○※	○※	○※																	○※		

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場設置事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
  - ア 最終処分場の種類は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。
  - イ 立地の形式は、陸上埋立又は水面埋立とする。
  - ウ 陸上埋立においては、準備工として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行う。
  - エ 水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由し、又は、船舶を利用して行う。
  - オ 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。
  - カ 埋立を行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含む。
  - キ 陸上埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。
  - ク 水面埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。